

家畜衛生便り

No.401

令和6年10月7日発行

西部家畜保健衛生所 ○吉野川庁舎 〒776-0002 吉野川市鴨島町麻植塚136-3 TEL 0883-24-2029 FAX 0883-24-1397
○東みよし庁舎 〒779-4703 三好郡東みよし町中庄856-1 TEL 0883-82-2397 FAX 0883-82-4843
家畜保健衛生所ホームページURL <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/sangyo/chikusangyo/2014022000090/>

今季初、国内野鳥で高病原性鳥インフルエンザ確認！

< 発生情報 >

検体種類	死亡野鳥（ハヤブサ）
場所	北海道 乙部町
回収日	令和6年9月30日
簡易検査確認日	令和6年10月1日
遺伝子検査確認日	令和6年10月4日



- ・ 渡り鳥の飛来が本格化する
10月から翌年5月までは警戒を強化
- ・ 特に **11月から翌年1月までは重点対策期間**

< 防疫体制の例 >

車両の消毒



タイヤの溝やタイヤハウスも

専用の長靴の着用、すのこ等を用いた靴の履き替え時の動線の交差防止



飼養衛生管理基準の次の項目を**毎月点検**し、
報告※してください。（報告期間 10月～翌年5月）

- 1 衛生管理区域に立ち入る者の**手指消毒等**
- 2 衛生管理区域**専用**の**衣服、靴**の使用
- 3 衛生管理区域に立ち入る**車両**の**消毒等**
- 4 家きん舎に立ち入る者の**手指消毒等**
- 5 家きん舎**ごと**の**専用靴**の使用
- 6 **野生動物の侵入防止のためのネット等**の設置
- 7 **ねずみ及び害虫の駆除**

※ 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）からの報告となります。
登録がまだの場合は紙での報告も受け付けておりますので、添付の様式をご活用下さい。
eMAFF利用については各家畜保健衛生所へご相談ください。

毎月の点検・報告の**全国的な取組（一斉点検）**が、
高病原性鳥インフルエンザの発生予防につながります。

異状の早期発見、早期通報に留意してください。

飼養鶏の健康観察を徹底し、死亡羽数の急増（通常の死亡羽数の2倍以上）を含む、何らかの異状が確認された場合は、直ちに最寄り家畜保健衛生所に連絡ください。

<連絡先> 西部家畜保健衛生所

○吉野川庁舎 0883-24-2029

○東みよし庁舎 0883-82-2397

家畜保健衛生所は、休日・夜間も24時間対応しています。